

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託

2 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の目的

一般高齢者や介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象として、日常生活圏域ごとに、からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康などに関する項目を調査することにより、地域の抱える課題を把握し、第10期介護保険事業計画の策定に資することを目的とする。

また、厚生労働省が運用する地方自治体における介護保険事業計画等の策定及び実行を総合的に支援するための情報システムである地域包括ケア「見える化」システム（以下、「見える化システム」という）に調査結果を登録し、他地方自治体との比較を可能にすることを目的とする。

4 委託業務の内容

（1）業務管理

受託者は工程表、業務実施計画書を委託者に提出し、承認を得るものとする。また、本業務が委託期間内に完了するよう、適切に業務管理を行うこと。

（2）アンケート調査

○調査地域

市内の日常生活圏域 7 圏域

○調査対象

要介護認定を受けていない65歳以上の市内在住者

4, 200人程度

（一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者）

※実際の調査対象数は委託者と受託者が協議して定める。

○調査項目

必須項目35項目程度、オプション項目14項目程度、

委託者独自の項目2項目程度 全51項目程度

※実際の調査項目数は委託者と受託者が協議して定める。

○調査方法

委託者が郵送により発送、回収を行う。（回収率は80%を見込む）

郵送に掛かる費用は委託者が負担する。委託者は回収した調査票を受託者に提供し、受託者が調査票の開封を行う。

○調査票の作成

受託者が調査票の設計、印刷を行う。構成やレイアウトの詳細は、委託者と受託者で協議して決定する。

○調査用封筒の作成

受託者が封筒印刷、調査票封入、封緘、宛名シール印刷、宛名シール貼り付けを行う。返送用封筒は委託者宛とし、料金受取人払い郵便を印字すること。対象者の抽出は委託者が行い、データをＵＳＢに保存して受託者に提供する。受託者は宛名シール貼り付けの作業終了次第、委託者にＵＳＢを速やかに返却すること。封筒と宛名シールは受託者が準備すること。

(3) 集計及び分析

委託者の指示した方法により、回収した調査票の単純集計やクロス集計（日常生活圏域やコミュニティ振興会地区ごと）を行い、次の項目について分析を行う。

○回答者の属性等について

○各質問項目への回答の特徴、傾向

○自由回答の取りまとめ、分析

(4) 調査結果報告書

集計、分析結果を図表及びグラフを使用して報告書としてまとめる。報告書の詳細な内容は、委託者と受託者で協議を行うこととする。

5 業務実施体制

本業務を遂行するにあたり、十分な知識と経験を有する者を配置し、的確かつ迅速に履行するよう努めること。また、本業務に必要な人員を配置し十分な体制をとること。

6 委託料

受託者は委託者が行う検査に合格した後に委託料を請求書できるものとし、委託者は正当な請求書を受理した日から３０日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

7 履行場所

酒田市本町二丁目２番４５号 酒田市健康福祉部高齢者支援課

8 成果物

(1) 調査票

○頁 数：調査票 A４版両面１４頁程度

調査依頼 A４版片面１頁程度 色紙

○印 刷：１色刷り

○部 数：各４，２００部程度

(2) 封筒

○サイズ：発送用封筒 角型 2 号
返送用封筒 長型 3 号 シールのり付き

○印 刷：1 色刷り

○部 数：各 4，200 部程度

(3) 宛名シール

○サイズ：A 4 版 1 2 面

○印 刷：1 色刷り

○部 数：4，200 部程度

(4) 各種電子データ

○内 容：調査票の集計データ、調査結果報告書、その他関連データ

○形 式：E X C E L 等の加工が容易なデータ形式

○数 量：C D－R O M 等 1 枚

(5) 見える化システム用入力データ

○内 容：調査結果の見える化システム用入力データ

○形 式：見える化システムに取り込み可能な C S V 形式

○数 量：C D－R O M 等 1 枚

(6) 調査結果報告書

○頁 数：A 4 版両面 100 頁程度

○印 刷：カラー刷り

○部 数：2 部

9 成果物の帰属及び秘密保持

(1) 成果物の帰属

成果品に関する著作権はすべて委託者に帰属するものとする。

(2) 秘密の保持

受託者は業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

10 その他

(1) 本業務に必要なとなる機器、開発ツール、媒体、事務用品等の調達、場所の確保、交通費、通信費等については、受託者の負担とする。

(2) 本業務を遂行するにあたり、個人情報を取り扱うことから、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切に個人情報を取り扱うこと。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。